

令和6年3月28日

お知らせ

| | |
|----|----------|
| 課名 | 障害福祉課 |
| 担当 | 幸坂・馬場 |
| 内線 | 3602 |
| 直通 | 226-7362 |

「ほっとパーキングおかやま」の有効期間を拡充します！

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用制度について、子育て支援の観点から、妊産婦に係る利用証の有効期間を拡充しますのでお知らせします。

記

1 拡充内容

| 現 状 | 変 更 後 |
|------------|---|
| 妊娠7ヶ月～産後1年 | 妊娠7ヶ月～ <u>産後2年</u> (単胎児) |
| | 妊娠 <u>5ヶ月</u> ～ <u>産後3年</u> (双子、三つ子等多胎児) |

2 改正日

令和6年4月1日から

(既に利用証の交付を受けた妊産婦も申請により延長可)

3 参 考

(1) 「ほっとパーキングおかやま」とは

身体障害者等用駐車場を利用する方を明確にし、その対象者に専用の利用者証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、身体障害者や妊産婦等の利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度

(2) 全国の状況

42府県で同様の制度（パーキング・パーミット制度）が運用されており、相互利用が可能